

# 神奈川県高等学校文化連盟軽音楽専門部会規定

神奈川県高等学校文化連盟規約第5条により専門部規定を次のとおり定める。

## 第1章 名称及び事務局

- 第1条 本専門部会は神奈川県高等学校文化連盟軽音楽専門部会と称する。  
第2条 本専門部会は、各高等学校の該当分野に関する団体をもって組織する。  
第3条 本専門部会の事務局は会長・理事・事務局長いずれかの在任校に置く。

## 第2章 目的

- 第4条 本専門部会は県内高等学校における軽音楽関係部活動の相互交流の促進と、健全なる部活動の発達を図ることを目的とする。

## 第3章 事業

- 第5条 本専門部会は前条の目的を達成するために、以下のような事業の立案・実施をめざす。
1. 講習会・研修会等の実施
  2. 県レベルのコンクール・発表会の実施
  3. 他県の関係団体との連絡と提携
  4. 本連盟の主催する行事への参加
  5. その他本専門部会の目的達成に必要な事項

## 第4章 組織

- 第6条 本専門部会は神奈川県所在の高等学校（以下加盟校と称する）をもって組織する。

## 第5章 役員

- 第7条 本専門部会に次の役員を置く。

部会長	1名	副部会長	2名
理事	1名	事務局長	1名
会計	1名	会計監査	若干名
編集委員	1名	総文祭実行委員	1名
幹事	数名		

- 第8条 部会長は顧問総会において推挙し、専門部会の推薦に基づき、本連盟の会長が委嘱する。  
部会長は本専門部会を代表し、県高文連の常任委員となる。

- 第9条 理事・副部会長・事務局長・会計・編集委員・総文祭実行委員は、専門部会の推薦に基づき、部会長が委嘱する。

1. 理事は本連盟の理事会の会務を処理し、本専門部会の会務を統括する。
2. 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 事務局長は本専門部会の庶務を統括する。
4. 会計は、本専門部会の会計事務を行う。
5. 編集委員は、本連盟会報誌等の編集を行う。
6. 総文祭実行委員は、神奈川県高等学校総合文化祭の職務に携わる。

第10条 会計監査・幹事は、顧問総会で加盟校の部顧問より選出し、部会長が委嘱する。

1. 会計監査は、本専門部会の会計を監査する。
2. 幹事は、本専門部会の企画・運営・庶務を行う。

第11条 役員の任期は1年間とする。但し再任を妨げない。補充された役員の任期は前任者の残存期間とする。

## 第6章 会 議

第12条 本専門部会に次の会議を置く。

1. 顧問総会
2. 役員会

第13条 顧問総会は年1回の定期総会とその他臨時総会として、部会長が招集する。

定期総会は次の事項について審議決定する。

1. 予算及び決算
2. 事業計画
3. 役員の選出
4. 本専門部会及び本専門部会が主催する行事等の運営の基本方針
5. 本専門部会規定に関する事項
6. その他重要事項

第14条 役員会は必要に応じて部会長が召集し、顧問総会により委託された事項を審議し実施する。

第15条 各会議は加盟校の2分の1以上の出席をもって成立する。（委任状は出席とみなす）議案は実出席者の過半数の賛否によって決定する。

## 第7章 会 計

第16条 本専門部会の収支は次のように定める。

(1) 収入

1. 加盟校の納入する年間登録費
2. 本専門部会主催行事への参加料
3. 県高文連からの本専門部会への補助金
4. その他

(2) 支出

1. 本専門部会運営費
2. 本専門部会主催行事への補助
3. その他

第17条 本専門部会の予算及び決算は役員会・顧問総会の承認を必要とする。

第18条 本専門部会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第8章 補 則

第19条 本規定の改正には顧問総会の議決を必要とし、本連盟常任委員会の承認を得るものとする。

第20条 本専門部会の運営に必要な細則は役員会が別に定める。

付 則 本規定は平成15年 4月 1日より施行する。